

広島県告示第五百五十二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、県営粟屋住宅、県営三次住宅、県営王之段住宅、県営西三次住宅、県営八次住宅、県営本町住宅、県営本町上野住宅及び県営本町大歳住宅並びに県営粟屋住宅駐車場、県営三次住宅駐車場、県営王之段住宅駐車場、県営西三次住宅駐車場、県営八次住宅駐車場、県営本町住宅駐車場、県営本町上野住宅駐車場及び県営本町大歳住宅駐車場の管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年六月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

広島県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 澤田 英治

2 主たる事務所の所在地

広島市中区千田町三丁目六番八号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

代表者

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
事	並川	壽男	事	澤田	英治
	広島県ビルメンテナンス協同組合	代表理事		広島県ビルメンテナンス協同組合	代表理事

三 変更年月日

平成二十二年五月二十五日